

も く じ

特集：重要無形文化財の保存と公開

■座談会

重要無形文化財(保持団体指定)の保護

〔北村哲郎／嶋崎 丞／遠藤栄三／大滝幹夫(司会)〕 4

重要無形文化財石州半紙をめぐって 糸賀幸宏 14

赤絵の至宝「柿右衛門(濁手)」 東中川忠美 16

■講演録

中国における文化財の保護と日中協力 張 徳 勤 18

特色ある文化活動——⑩

心のふるさとを志向する

「人間的美術館」 大川美術館 24

・文化財防火デー(第38回) 26

・第8回国民文化祭いわて'93
マスコットマークの愛称は93ちゃん 27

・平成3年度 文化庁長官表彰決定 27

・国立美術館所蔵内外美術名品展 28

展覧会紹介

■小企画展 古賀春江——創作のプロセス 29

- ・文化庁行事報告・
予定……………29
- ・芸術文化振興基金
ニュース……………30
- ・国立劇場ニュース………31

表紙写真

重要無形文化財(保持団体
指定)「小千谷縮・越後上布」
の伝承者養成風景
写真提供：越後上布・小千谷縮布
技術保存協会

題字デザイン◆桑山弥三郎

座談会

重要無形文化財

（保持団体指定）の保護



共立女子大学教授
北村 哲郎
石川県立美術館長
嶋崎 丞
越後上布・小千谷縮布技術保存協会会長
遠藤 栄三
文化庁伝統文化課主任文化財調査官
大滝 幹夫

大滝 今日では重要無形文化財保持団体の保存・伝承並びに公開・活用についてお話を伺いたいと思います。

ご承知のとおり、国は伝統的な工芸技術などの無形文化財を保存するにあたり、重要無形文化財指定・保持者認定の措置でこれに対応しています。

個人作家・技術者の技術を押さえる各個指定とは別に、個人的特色の薄いものにつきましては、複数人数によるグループを押さえてきました。これが重要無形文化財保持団体指定で、現在のところ、十一件が指定されています。13の保持団体が技術保存にあたっています。（13ページ一覽参照）

嶋崎 いわゆる団体指定のタイプには、二つの指定がありましたね。一人一人が全部同じお仕事をやっておられ、地域的に散らばって



ないということです。

嶋崎 焼き物の有田の今右衛門さんとか、柿右衛門さんの場合は、工房全体の指定ですから、その一部が欠けますと最後の上絵付けにつながらない。

北村 越後上布・小千谷縮布もそうですが、糸をつくる人、絹をくびる人、機にかけて織る人、また仕上げていく人がバラバラにいらつしゃつても、ある時には協力し合つて物を一つ一つつくっていく。そして、最終的には検査を通して重要無形文化財の小千谷縮布や越後上布ということになるわけです。輪島のほうでも検査の場が与えられて、皆さんが「よし、それでいこう」と指定要件に沿つたものをつくるという保存会の活動が考えられるんじゃない。

嶋崎 輪島の団体指定は二十名の構成員で受けているんです。「A」というグループではこの工程のこの方の技術がすぐれている、また「B」という工房のこの工程ではこの方がすぐれている、という形の指定になっています。

北村 団体指定の場合は、いろんな工程別で、例えば芋績のところとか、餅つくりとか、織りの段階とか、整理の段階とかで皆さん方がそれぞれの技術をマスターして、一つのものをつくり上げていけるわけですね。

個々のところが欠けてしまうと、物ができ

大滝 重要無形文化財の保存会の技術を保持

するとか、残すということになりますと、それぞれの工程の方が連携プレーヤーにならないと…。

嶋崎 その方たちは、輪島漆芸技術研修所へスタッフとして参加され、後継者育成をやっておられる。研修生の方々が認定を受けられた会の技術者から技術を受け継いで、マスターされていきますので、後継者には大変な技術がトータルして集積されていきます。そういう意味では非常にうまく機能していますね。

しかし、技術保存会そのものということになりますと、会の運営といいますか、役割とありますが、その辺をこれから若干詰めていかなければならないと思うんです。例えば、松坂屋で春に人間国宝新作展をおやりになっておられますね。あのときに団体指定で何を出すかという話になると、数人の方だけの仕事が発見会に出てくるというような結果になりやすい。

大滝 しかし、いずれは、会員の方々の協力を得て、保存会として技を維持するとか、保存会自体が技を練磨する仕事もやっていただけるものと考えております。輪島の場合には、横に立派な研修所があり、そちらで伝承者養成事業をやっていますから、そういうところがはつきりしないんでしょうね。

ところで、小千谷縮布・越後上布の場合で



嶋崎 丞氏

嶋崎 やつぱり褒めてあげるといことは非常に大事なことです。例えば、石川県の場合は伝統産業の盛んなところですから、石川県と金沢市が毎年産業功労者の知事表彰、金沢市長表彰を行っています。表彰ということが高齢者の生きがいになって、おっしゃったようなPRに結びついて、「あ、そういう道な

たたえるということも三年前から実施しています。これなんかは「新潟日報」がよく取り上げてくれているんですが、今度はテレビ会社がそれを大々的に取材いたしまして、ローカル放送ですけれども、放映するということになりました。「アラッ、うちの芋嶺のおばあちゃん」がテレビに出ているよ。生まれて七十年になるけど、テレビに出たなんて生まれて初めてのことだ。冥途のお土産になる」と言っていて、素朴にテレビに手を合わせて拝んだという話題が報道に載った。そうすると、若い方も興味を持ってくださるという相乗効果もございました。



大滝幹夫氏

ら、おれも一つ頑張ろうか」ということになるんです。

もう一つは、助成の問題です。褒めるということと、助成を組み合わせてやるということ。そういうことを含めてトータル的な意味で、最近、若い方がこの道へ進もうという意欲を出してきています。

遠藤 若い方が私どものあんな辛苦な、しかも冬の辛い仕事に飛び込んでくれるということ、大歓迎しているんですよ。しかし、内容を一皮むいてみますと、地元の方ではなく都会の方が多くいます。しかも高学歴のお嬢さんが入ってこられる。越後上布のような麻の原料でつくられる織物、しかも無形文化財に指定されたものに取り組みたいという意欲が入ってきてくださる。幸いにして良縁があって、その方々が結婚でもして地元に残ってくださいれば、地元のおかみさんになり、奥さんになり、子供ができて居着かれるんですよけれども……。

三年なり五年なりやって、「マスターしたの



北村哲郎氏

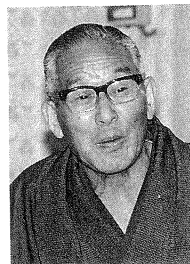
もその点は同じだと思います。会員の方々は会長のご指導によって、意思を統一して物をつくり、最終的に重要無形文化財である越後上布もしくは小千谷縮布の技を保存していこうとする。その辺、会員の方々は分りにくいとお考えなのではないでしょうか。

遠藤 分りにくいという解釈はないと思います。昭和三十年五月十二日に総合指定の国の指定をいただいていたから、もうすでに三十七年を経ています。糸づくりから仕上げの雪ざらしまで五つの工程が指定要件になっているわけですが、これが製作者自身にピッタリしみついておりまして、バラバラという感じはございません。

嶋崎 輪島の場合、木地の認定を受けている作家は木地ばかりやっておられるんですけども、技術保存会としてトータル的な意味で作品制作とか、技術保存にどう結びついていくかというお互いの研習みたいなものがあれば、会員の皆様も活動しやすいと思うんですね。

後継者の育成

遠藤 研修というお話も出ましたが、当方は芋嶺が二十三回目、二十三年続いております。芋嶺のほうは、小千谷とか、小出とか、松之山とか、松代とか、十日町の奥の頸城まで入られて六カ所の方々に集まってもいい始めました。織りのほうでも一時はなかなか講習に出てくれる人がいなくて、八方手を尽くして探したんですが、ようやく五年前からやや明るい感じが出てまいりました。芋嶺のおばあちゃん方、織り子さんの高齢化が進んではおりますが、二、三年前から年代が一二つ下がった三十代、四十代の方も顔を出してくださるようになり、今回、ようやく二十代の若い方が飛び込んでくれたのです。これは非常にうれしいことでございました。



遠藤栄三氏

大滝 嶋崎先生がおっしゃられたように、保持団体指定というのは、会員でも分りにく

い一面があるのかもしれない。幸い小千谷縮布・越後上布の方では立派な指導者がいらつしやうて、会員をとりまとめられているので、重要無形文化財の保持団体の仕事も皆さんによく分かっているに違いないわけですね。嶋崎 輪島の場合は、ある意味では研修所が取りまとめ役になっているんです。研修所があるから、皆さん各パートに出ておられて、トータルな意味での技術が、後継者伝承事業の中でうまく生きていくのだと思います。

大滝 この後継者難の問題は昔からいわれてきたことですが、技術者の高齢化が進んでいく中で、これからどうしたらよろしいのか、その辺をひとつお願いしたいのですが……。

遠藤 小千谷の元市長さんが、ご発言なさったのがヒントでしたね。今、年金制度が非常に充実して、お年寄りもお小遣いにはあまり困らない時代になったけれども、お金だけでは人は動きません。「何か励みになること、褒められること、生きがいを感じるようなことを考えない」と駄目ですよ」というような話でしてね。長年苦労された方々を慰労する、褒めたたえることを考えてまいりました。当協会でも、仕事が自分の生きがいとピッタリだというムードに持っていく方法を考え、あわせて、PRということになりますけれど、新聞報道でお顔を載せてそのおばあちゃんを

プロ的なところで修行したい。そして、三年、五年たったら、作家になるということでしょうね。

大滝 二、三年寒い塩沢、六日町、小千谷で研修して、技術の修得ができたと思ったら、再び都会へ戻られるんですか……。

北村 ある意味では、塩沢の技術が横浜とか、浦和というふうに、出機ではないけれども範囲が広がったという意味でいくと、大変いように思われる。しかし、地方性とか、地方的な特色とか、そういうことを考えますと、塩沢で生まれ育ったものを浦和に持つていても、技術をそちらで伝承していいけるのでしょうか。

大滝 地方性を備えた無形文化財であるということになれば、指定要件を踏まえているかどうか、保存会としてつくったかどうかということがかわってきます。文化財ということであれば、これらをパスしたもの、ということになるでしょうね。

嶋崎 だから、そこが「団体」という意味の指定なんですね。団体である以上、ある程度の地域の枠組み、意味づけがなされなかったら問題が出るのではないのでしょうか。それは非常に重要なことだと思います。

ただし、今、北村先生がおっしゃられたように、方々へ技術が伝わるということも当然

なことで、またそれがなければいけません。

輪島の漆芸研修所でもここで育って、地元に残るというのはごく少ないです。大部分は全国へ散らばって輪島の素晴らしい技術が全国の漆の技術へ展開していくわけで、それは大変いいことなんです。

遠藤 みんな高齢化して、腰の曲がるようなおばあちゃん方ばかりの仕事になりつつあったものが、あんな若い方が、しかも女子大まで出た方が入ってきて下さる……。

大滝 二十代前後の方は何人ぐらいいらっしやるんですか。

遠藤 二十代は一人です、三十代の方が二人。それから国立の新潟大学を出た方が定着してくれました。この方は地元の青年とたまに恋仲になってくれたものだから（笑）。私どもの協会の製作者十八人の中の一人が媒酌の労をとって、もう赤ちゃんも生まれています。この人はいい技術者になりますね。年も二十八、九です。私どもの団体にもたまた好イメージにははかり知れないものがあつたと思います。

嶋崎 団体の伝統工芸技術の指定ということになってまいりますと、後継者難ということでは何か暗いイメージがあるんですね。現代的な、はよりの言葉で言うとファッション性みたいな、そういう響きの世界もあるんだとい

うPRがある程度ないといけないのではないのでしょうか。後継者を今後育てていく意味の一つの手段みたいなものですね。

大滝 そうですね。保存会は伝承者養成事業だけではなくて、仕事を明るく見せるような企画も考えることが今後必要になってくる、という感じがいたします。

若い人を魅きつける苦勞も大事なことだとは思いますが、大学を出てお入りになると、技術の修得とか、手の動きとかが難しくなるようなことはありませんか。

遠藤 いや、逆に早いです。

嶋崎 早いんですね。学歴の高い方は早いです。短期間でマスターして、いいものをつくりま

すね。
遠藤 誤解を招くといけないと思ひまして付け加えますが、やはり物価上昇に従って逐次研修生手当も上げてあげなければ、励みにはなりません。年金だつて上がっているんですもの。

工程による後継者

嶋崎 さきほど遠藤会長よりお話がありましたように、工芸の場合は、工程による特殊な後継者難があります。工程の最後の華やかな、例えば友禅の彩色の部門とか、漆の部門

ですと最後の時絵とか、沈金とか、加飾の最後の仕上げの部分については、問題ありません。しかし、途中段階の工程の部門、例えば輪島でも素地の工程では志願者も少なく、後継者がいなくなるという状況です。

後継者問題も部門、部門によっていろいろと変わってくるようですね。ある部門については、後継者難どころか、十分に対応できるくらい若い方の志願もありますが、どちらかというと地道な部門は後継者難で、同時に大変な高齢化が進んでいるわけです。

大滝 加飾の技術者は、伝統工芸展あたりに出品すれば賞を取る可能性がありますので、人气的になつていく。脇で見ている素地の関係者の仕事は受賞対象にもならないので、自然に少なくなるでしょう。

嶋崎 言葉は悪いですけども、日の当たらない工程の部門について、何か励みになるような施策を留意することが大事だと思いますね。例えば、加賀友禅の技術保存会は県段階の指定ですが、これが年一遍展覧会をやりまして表彰をやるんです。その表彰段階で、途中段階の工程でお手伝いされた方も表彰しています。

大滝 それはいいですね。

嶋崎 例えば、地染めはだれがやったのだと、展覧会の授賞式のときにその工程者も組み合

わせて表彰しています。その仕事をやっている人が優秀賞を取った人と同列で表彰されますので、それはやはり大きな励みにつながっていく。

大滝 文化財保護というような意識を働かせる必要がない時は、作家・製作者のお名前が発表されてけつこうだと思います。しかし、このままでは絶えるという事情が発生するというところでしたら、途中の工程に参加された方のお名前を、公にしてみるのもいいことだと思いますが……。

嶋崎 松田権六さんの晩年のお仕事の中にそれが全部出てましたね。木地はだれがつくつた、下地はだれが塗つたんだということをね。当然、最初から終わりまで全部おやりになる先生もいらつしやいますけれども、工芸技術の場合は各パートのお手伝いがあつて、トータル的な意味で作品が完成しますから、その段階の方のお名前を全部記録にとどめて発表する。これはずいぶん違うと思います。

大滝 芋漬のおばあちゃんとか、織り子さんとか、そういう方のお仕事とかお名前を作品に付けて出すということは、小千谷縮布・越後上布のほうでも考えられることですか。

遠藤 嶋崎先生がお話になつた部門別の技術者の名前の発表というのは、今までなかった

ことです。要件を満たして、糸の選別から始め、緋糸をつくつて織り子さんに出して織つて、最後は雪ざらしにして製品にする製作者の名前のみが、出品とか販売の際に出ています。

嶋崎 誤解を招くといけませんので申しますが、展覧会の作品発表は当然製作者の名前が出てくるので、そこにはこの部門はだれがやったという名前は発表しません。展覧会の表彰では、地染めはだれがやったという表彰がありますけれども、作品にはこの地染めはだれがやったということをキャプションには書きません。記録としてそういう名前が今後あつてもいいのではないか、そうすると、途中段階の方の励みにつながるのではないかと思います。

原材料・用具の確保について

大滝 保持団体指定では、指定要件があるために、原材料、製作用具の吟味は大切なことだと思います。

嶋崎 大ざっぱな物の言い方ですけども、伝統的な指定要件に合う原材料というのは、全部門について非常に問題点が多いといえるのではないのでしょうか。

北村 そうですね。

嶋崎 和紙についていえば、楮にしても、三桠

にしてもそうですし、漆の各産地における漆はどうかというと、ほとんど輸入に頼っているわけですね。染料、織物、全部そうではないでしょうか。

北村 原材料の場合、地域によって違うんですよ。例えば大和なんかだと、やっぱり大和の漆がいいんだとおっしゃるわけです。私は漆につきまして、東北の漆と大和の漆とどこが違うのかということまでは分からないのですけれども、技術者はそういうふうにおっしゃるわけです。

嶋崎 そうおっしゃいます。輪島の場合はやっぱり能登半島の漆でなきゃいかん。そうなりますと、あつちでもこっちでも漆の植栽をしなきゃならないという問題が出てくるでしょう。それにこだわっていたら、全部材料不足ですよ。

北村 また、植物やなんかになりますと、これは農水省の所管になっちゃったりする。文部省の範疇を超えまして、通産省だとか、農水省というところに所管がいつたりします。行政として今後、原材料の問題について他省庁の範疇に入っているものを、お役所同士で話をさせていただかないと、どうにもならん問題なんです。

大滝 今後、原材料を考える場合には、どうしても農水省や通産省の範疇に入っていかな

るを得ないと思います。農水省、通産省と協力しながらやっていく時期が来るのでしょうね。

北村 絹の場合でも、日本の養蚕はある意味では非常に進歩しているわけですが、今のようには多品種少量生産になって、いろんな糸がほしいということになってくると、日本の養蚕の指導は方向が違っているわけで、中国あたりの特殊な糸を輸入してもらいたいという要望も起こってくるわけです。そうなるつくと、それは通産省の範疇に入ってしまう。

養蚕にしても、漆にしても、いいものを文化財のために確保するというのでは、農水省や通産省ということにこだわらず、文化庁もがんばっていただかなければいけない、と考えております。

嶋崎 輪島の漆の場合、日本産の漆を使わなければいかんというのは指定要件に入っていない。天然の漆を使用しなさいということですから、日本産でなくても、中国産でもいい。現実問題として日本産にこだわっていたら仕事ができませんか、外国からどんどん輸入しなければならぬのです。原材料そのものからすれば、輸入ということを前向きに考え積極的に通産省とかそういうところをお願いして、やっていかなければなりませんね。大滝 ただ、その土地で採れる漆がその土地

で製作される漆芸品によく合うんだというお話も只今ありましたね……。

北村 そうそう。地域性ということが本当に難しくなっちゃいましたよね。原材料の漆という材質自体が地方の製品に大きな影響を与えているのであれば、大変重要な問題になっちゃうんだけれども。

嶋崎 事実、その地域に育まれている技術というのは、当然、その原材料との絡みの中で出てきた独特の技術であり、文化であったはずなんですから……。そういうものを大切に守り伝えようというのが、この団体の認定の意味でもありましようから。そういう意味では、要件はできるだけ守るように努力しなければなりません。認定を受けている団体の会員一人一人の自覚の問題ではないでしょうか。自分たちのこの地域において、この技術が指定を受けて、指定を維持するために会員を構成している団体なんだと、自分たちがお持ちになる意識の問題だと思うんです。

例えば、輪島塗の場合は、できれば日本の漆の中でも、できるだけ輪島に近い風土でとれた漆を使って、それを作品製作に生かしていく……。

遠藤 そこまで追求しなければ、いい作品は生まれなと思いますね。

嶋崎 やはりすごい高度な技術が見事に駆使されてくると、にじみ出る何かが生まれてきますからね。

遠藤 北村先生のお話は全くそのとおりだと思います。団体指定の技術者は個人作家に比べますと確かに、創作的な意欲が少ないんです。なぜかと申しますと、団体指定の基本に流れるものは、伝承事業、いわゆる技術を伝承し、守るんだという意識なんです。この流れが何十年の間に、団体指定の私どもの心や姿勢にしみ込んでいます。創作的なものよりも技を正しく守っていく、これを後世に伝えていくということに自然力点が置かれてしまっているんです。

北村 確かにとおっしゃるとおりです。しかし、技術や伝統が化石になってしまっても困るんです。基本的には技術は守らなければいけない。けれども、守るだけでなく、現代に生きる方向へ持っていかなければ。

嶋崎 伝統工芸展でやるとしたら、団体の展示コーナーがあつてもいいと思いますね。やるとしたらそういうやり方だと思います。

大滝 その場合、審査をやりますか。

嶋崎 もちろんやる。例えば技術が未熟だったり落とすべきですね。

指定団体の伝統技術の公開

嶋崎 それと指定団体の作品の発表の場ですね。現在は人間国宝新作展だけなんですよね。あれは各個指定の個人の認定作家と同居して発表されますから、個人指定の作家の作品を見に行くということに中心が置かれてしましますね。団体が何となく隅っこにされて、いまひとつという感じがあります。団体だけの発表の場を今後当然お考えにならる必要がありますね。

大滝 日本伝統工芸展に発表するというのはどうなんでしょうか。

遠藤 ご承知のように、国から指定を受けた重要無形文化財の保持団体では、責任ある審査を経て作品が制作されているわけです。こうした指定要件にそつた技術で合作された保持団体の作品を日本伝統工芸展に出品するということです。

嶋崎 伝統工芸展というのは、やはり一つの展覧会です。ここではプラスアルファの創作性みたいなものが求められるんだと思います。団体の場合は技術伝承的なウエートがどうしても強くなりがちですよ。

北村 そうです、そうです。

嶋崎 伝統工芸展の場合は伝承プラス創作、

それがつまり伝統ということになるんですよけれども、そちらの方にウエートがありますから、伝承的な技術だけで展覧会へお出しになってくると、伝統工芸展の場合は難しい面が出てきますね。

北村 現状はそのとおりですね。昨日も鳴海の産地へ行つたんですが、絞りなんていう技術はデザインが先にあるより、絞っていく、縫い絞りをしていくという技術の中からデザインが生まれてきたものですよ。何もデザインとか、模様師さんがいて、それに基いて意匠が生まれるということではなくて、技術の中から自然とデザインが生まれているんです。そういう意味では、団体指定の中でも、デザインの面が個人作家よりはちょっと弱い面が出てきますよね。昔どりのものの繰り返しであつたりするものですかね。

嶋崎 たしかに、展覧会のほうではいまひとつという感があります。

北村 久留米でも、小千谷でも、技術が生むデザインというあたりに力を入れてなされば、これはまた新しい創造の世界ができてくるのではないかという気がします。

嶋崎 技術ですね。技術を大切にですね。

北村 ええ。そういうことをやっていくと新しい展開ができるし、個人作家と十分に太刀打ちできる新しい提案もできるのではないかと

保持団体の全国協議会設立案

大滝 今まで保持団体関係者がお集まりになつて、伝承事業や公開などについてお話し合いをするという事はなかったんです。保存会がそうした問題で個々に悶々とされていた。ところが、先日、遠藤会長及び久留米市長が発起人となり、保持団体関係者をお集めになられて、全国的な協議会を設立しようということになりました。そのご苦労は並たいていではなかったと思います。その辺の事情とか、会に寄せる抱負を遠藤会長からお伺いできればと思いますが。

遠藤 個人の人間国宝認定を受けておられる方々の保持者会がありますが、団体のほうはそれがありません。実際、全国に十一団体あつても統一した意見もない。それから情報交換をすることもなく、技術公開ということももちろんない。国は指定したけれども、沖縄、佐賀にそれぞれ二団体、新潟、茨城、埼玉、石川、岐阜、島根、福岡に一団体ずつ、そういう分布図があるだけです。やはり国指定関係者が一堂に会して、研修する機会が一年のうち一日でもあるべきではないかということを経前前から思つておりました。この間ずっと、久留米の教育委員会と三年間連絡

しながら、ようやく設立準備会を開催するという運びになりました。大変よかったのは、久留米の市長さんが、文化財の保護、維持、振興という面についても卓見のある、理解の深い方であつたのが非常に幸いし、事務局の教育委員会にかなり自由な運動期間を与えてくださったことでした。

そして、ついこの程、全国的規模の協議会設立の準備会を開いたんです。三十一名の方のご出席をいただきましたが、実際に仕事をしている団体を統括して、運営をやっている方々のご出席が少ない状況でした。教育委員会の役員の方とか、あるいは産業観光課の係官が代理でおいでになったりしまして、私は若干寂しく感じました。やはり当事者が出席するべきだろうと思います。

ただ、非常によかつたことは、議長をなさつた久留米の市長さんの適切なリードで原案が承認され、重要無形文化財保持団体市町村全国協議会(仮称)の会長になつていただき、そして事務局も、久留米の教育委員会に置ける案が採択された次第です。

北村 せつかくそういう協議会というのができて、これから活動していけるんだから、遠藤会長がおつしやつたように人間国宝新作品展とは別に産地が「これは無形文化財として大丈夫」という太鼓判を押したものを発表で

きる場を考えていかれたらどうでしょうか。それは産地の責任において出してもらう。守るか守らないかは産地ということにして、出されたものの中から、賞を与えるような制度も考えたい。

一番の問題は、そういう会を新しくつくつて、市場評価がどうか……。つまり、できるだけ売れる方向へ、あるいは売りやすいものを市場にどう提案していくかということをや、考えていただくことでしょう。

大滝 文化庁の役割は、皆様方に文化財保護の面でご尽力いただき、同時に、いいものを一生懸命つくつてもらふということ、その環境整備をやることですね。

嶋崎 今おつしやつた意識は非常に大事だと思ふんです。あまり市場性を考え過ぎると、伝産協会みたいにならねえませんか。

北村 そうそう。

嶋崎 その辺、伝産協会とは違う、無形文化財の団体だという意味ですね。それはさつきから何遍も申し上げるような、個人個人の意識、各団体の意識の問題で、どういうものを出品するかということは、大いに検討していただく必要があると思います。

遠藤 文化庁の所管される重要無形文化財の団体指定の方が歴史も、そして伝統もあり、技術もすべてがち密なんだというプライドも

参考 重要無形文化財工芸技術保持団体一覧

名称	保持団体の名称	代表者の氏名	所在地	指定年月日
柿右衛門(濁手)	柿右衛門製陶技術保存会	会長 十四代酒井田柿右衛門	佐賀県	昭46・4・4 昭51部改正
色鍋島	色鍋島今右衛門技術保存会	会長 十三代今泉今右衛門	〃	昭51・4・30
小千谷縮・越後上布	越後上布・小千谷縮布技術保存協会	会長 遠藤 栄三	新潟県	昭30・5・5 昭35部改正 昭51部改正
結城紬	本場結城紬技術保存会	会長 野村 耕	茨城県	昭31・4・4 昭51部改正
久留米紬	重要無形文化財久留米紬技術保持者会	会長 森山 虎雄	福岡県	昭32・4・4 昭51部改正
喜如嘉蕉布	喜如嘉の芭蕉布保存会	会長 平良 敏子	沖縄県	昭49・4・4 昭51部改正
宮古上布	宮古上布保持団体	代表 平良 純邑	沖縄県	昭53・4・26
輪島塗	輪島塗技術保存会	会長 張間 政雄	石川県	昭52・4・25
石州半紙	石州半紙技術者会	会長 久保田 保一	島根県	昭44・4・4 昭51部改正
本美濃紙	本美濃紙保存会	会長 古田 行三	岐阜県	昭44・4・4 昭51部改正
細川紙	細川紙技術者協会	会長 関根 隆吉	埼玉県	昭53・4・26

特集：重要無形文化財の保存と公開

あるんです。製作者は、重要無形文化財の指定のほうでランクも技術も上なんだという自負と誇りがあるんです。当然、岡先生に審査もやつていただき、少なくとも文化庁長官賞ぐらい出していただく(笑)。もしなければ励みになりません。

嶋崎 人間国宝新作品展は審査がありませんのね。本当にこういう会が今までなかったのがおかしいくらいですね。

北村 こういう団体では出品内容ももうちょっと幅広くして、身近な感覚で例えば久留米紬もジーンズ風に生かすという方向で考えることだつてできないわけではない。新しい打ち出し方をなさつたらいい。協議会は協議会の展覧会として、ほかとは違うというね。技術を生かしているけれども、これこそ今生きている技術ですよという打ち出し方をしたらおもしろいのではないかと思います。

大滝 おもしろいお話になつてきたところで、残念ながら時間も参りました。ここで終わりにさせていただきますと思います。

重要無形文化財(保持団体指定) 関係の仕事につきましては、文化庁も皆様方から意見をいただきながら、いつそががんばつて参りたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

編集後記

新年あけましておめでとうございます。昨年、文化庁におきましては、文化政策推進会議やその下の小委員会の多くの審議等や文化財保護や著作権をめぐる諸問題への対応等々、従前にも増して多忙な日々が続きました。国の内外の情勢の大きな変化が予想される中、文化行政においても、新たな視点の下に時代や社会の変化に対応し、国民や国際社会の要請に的確に对应していくことが必要となつています。本年は文化政策推進会議の提言も予定されている他、著作権等の分野においても新たな施策の展開が予定されています。本年も、皆様の一層の御理解、御支援を賜れば幸いです。(Y)

「文化庁月報」二月号

(通巻第二八〇号)

平成4年1月25日印刷・発行

編集 文化庁

〒100東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
発行所 株式会社 きょうせい

本社 〒100東京都中央区銀座7丁目4番12号
営業所 〒100東京都新宿区西五軒町4-2
電話 (03) 3368-1241 (代表)

振替口座 東京 91161番
印刷所 ㈱行政学会印刷所

定期購読のおすめ

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

定価 一九〇円(本体一八四円)送料四六円
年間購読料二、二八〇円(税込)

広告の問合せ・申込み先

株式会社 きょうせい 営業第二課・宣伝係
☎ (03) 3269-4145 (ダイヤル)